

議会基本条例

第19条 議会は、近隣市町村議会と共通する課題の解決を図るため、互いに連携し、広域政策への取組の強化に努める。

(議員研修)

第20条 議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、議員研修を積極的に実施し、その充実に努めるものとする。

(村審議会等との関係)

第21条 議会は、村審議会等委員への就任の要請があった場合は、協議のうえ議員を派遣することができる。

2 議会は、村審議会等に審議内容について説明を求めることができる。

(広報の充実)

第22条 議会は、議会報やホームページ等による広報を充実させ、村民に対する説明責任と情報の共有化を図る。

2 議会は、分かりやすい広報に心掛け、できるだけ速やかに行う。

(会派)

第23条 議員は、政策を中心とした同一の理念を有する議員で会派を結成することができる。

第6章 議員の定数・報酬

(議員定数)

第24条 議会は、議員定数の改正を検討する際には、行財政改革の視点、村政の現状と課題、将来予測と

展望を考慮するとともに、広く村民の意見を参考とする機会を設けるものとする。

2 議員定数の改正について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第74条第1項の規定によるものを除き議員が提案する場合は、明確な改正理由と根拠を付すものとする。

(議員報酬)

第25条 議会は、議員報酬の改正を検討する際には、行財政改革の視点、村政の現状と課題、将来予測と展望を考慮するとともに、広く村民の意見を参考とする機会を設けるものとする。

2 議会は、議員報酬の改正について、法第74条第1項の規定によるものを除き議員が提案する場合は、明確な改正理由と根拠を付すものとする。

第7章 議会の体制整備

(議会図書室の充実)

第26条 議会は、議員の調査研究のための議会図書室の充実を図るとともに、議員のほか村民等の利用に供する。

2 図書室には、官報、行政資料等のほか、議会での討議及び議決に関する資料等を置くものとする。

(議会費)

第27条 議会は、必要かつ適正な議会費の予算確立と執行に努める。

2 議長交際費、その他調査活動等に要した経費は毎年度ごとに、村民に公表する。

(事務局機能の充実)

第28条 議会は、議会及び議員の政策形成と立案能力を向上させ、議会活動の充実と円滑な運営を行うために、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化と体制整備に努める。

2 議会は、事務局職員が積極的に研修を受けることができるよう努める。

第8章 災害時の対応

(災害時の対応)

第29条 議会は、白馬村災害対策本部条例(昭和38年白馬村条例第7号)に基づき白馬村災害対策本部が設置された時は、迅速な支援に努め、情報を共有し的確な対応を図るものとする。

第9章 補則

(条例の検証と改正)

第30条 議会は、この条例の目的が達成されているかを常に検証し、必要に応じて議会運営委員会で、改正の検討を行うものとする。

2 議会は、条例の改正を検討する際には、広く村民の意見を参考とする機会を設ける。

3 条例の改正については、明確な改正理由と根拠を付すものとする。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議会が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。